

# 一般 廃棄物 处理 業 許 可 言正

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院新田式ノ段町 6 5 番地	許可年月日 令和6年4月1日	許可番号 一廃第100号	1 許可条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。)、その他関係法令を遵守すること。 (2) IDタグカードを使用して本市クリーンセンターに搬入する車両を用いて、京都市域外の廃棄物及び産業廃棄物を収集運搬しないこと。 (3) 搬入先は、下記2のとおりとする。 (4) その他市長の指示に従うこと。
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 京都環境事業株式会社 代表取締役 木下 基大	京都市長 松 井 孝 治		2 搬入先 ①ア 家庭から排出されるプラスチック使用製品 本市資源化施設。搬入時間帯及び搬入台数については、別に通知する。 イ 本市民以外のごみ 本市クリーンセンター。搬入時間帯及び搬入台数については、許可証別紙のとおりとする。 ②ア 伏見クリエイト株式会社 京都市伏見区久我西出町4番地38 イ 株式会社W o o d L i f e C o m p a n y 京都市南区東九条南松田町34番地
取扱廃棄物の種類 ①ごみ (特別管理一般廃棄物を除く。) ②木くず	作業区分 収 集・運 搬 (積替保管を含まない。)	許可の有効期限 令和8年3月31日	3 許可の取消し又は業務の停止 法、条例、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は許可条件に違反する行為をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。 業務の停止の間、市は他の業者に当該業務を行わせることがある。この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。
許可の変更の状況			